



労基報よっかいち

新年号

第125号 平成31年1月1日

発行人
一般社団法人四日市労働基準協会

四日市市西浦一丁目1-10
TEL 059 - 353 - 3910
FAX 059 - 352 - 1311

新年のご挨拶

一般社団法人四日市労働基準協会

会長 山崎 長徳



新年あけましておめでとうございます。
皆々様、新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。
日頃は当協会の運営にご理解とご協力を賜り、誠に有難うございます。
本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

わが国の経済は、2018年に入り相次ぐ自然災害の影響があり、一進一退の動きをしておりましたが、内需にけん引される形で、緩やかな景気回復基調にあります。ただ、先行きは未だ不透明で、今後も予断を許さない状況が続くことが予想されます。

さて、このような中で、働き方改革関連法が昨年6月に成立し、2019年4月から順次施行となり、多くの企業は現在、働き方改革に取り組んでおります。

具体的には、長時間労働の是正、正規非正規従業員の格差是正、性別・年代・国籍に囚われない労働力の確保など課題は山積しておりますが、一つ一つ着実に解決に向けた活動に取り組むことが、労働環境の見直しと改革に繋がるものと考えております。

わが国の労働者人口は、今後全体としてますます縮小していきませんが、生産性向上の観点から、構造変革の大きなチャンスと捕らえることもできます。働き方の見直しが生産性向上に有効な活動となるよう、改革の推進により、末永い発展に努めてまいらる所存であります。

迎えた本年は亥(猪)年であります。

いのししには、成果を出すべく猪突猛進するというイメージがありますが、亥(い・が)いは、十二支の最後にあたり、植物に例えますと、植物の生命が引き継がれて種の中にエネルギーを込めている意味を持つようです。

本年は、インプットをいつも以上に意識して内なる充実を図り、次の新たな展開につなげられる年にできればと思います。

会員各社、皆々様のますますのご発展とご活躍、ご健勝を祈念し、新年のご挨拶と致します。

謹賀新年

平成三十一年の新春にあたり
謹んで新年のご挨拶を申し上げ
ます。

会員皆様の益々のご隆昌を
心からご祈念申し上げますと
ともに今後とも変わらぬご協
力をお願い申し上げます。

平成三十一年元旦

- | | | | | | |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事務局長 | 監事 | 理事 | 会長 | 副会長 | 山崎 長徳 |
| 堀 管沼 | 伊藤 裕人 | 草川 嶺嗣 | 横山 修一 | 井筒 隆広 | |
| 早川 久美子 | 池内 定光 | 岩間 英二 | | | |
| 伊藤 勲 | 二井 悠介 | 渡邊 一陽 | | | |
| | 竹内 淳一 | 加藤 征人 | | | |
| | 依田 英樹 | 西山 均 | | | |
| | 赤羽 祥男 | 馬場 剛志 | | | |
| | 木村 豊 | 清水 彰弘 | | | |

新春のご挨拶

四日市労働基準監督署長

瀬 瀬 研 次



謹んで新春のお慶びを申し上げます。

一般社団法人四日市労働基準協会会員の皆様方には、労働基準行政の推進につきまして、格段のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

雇用情勢は、経済の好循環の進展とともに引き続き改善が進んでいます。一方、企業の人出不足感は強まり、人材確保が大きな課題となっています。

人生100年時代に直面する日本社会において、生産年齢人口の減少や生産性向上の低迷等の問題を抱えるなか、第四次産業革命と呼ばれる技術革新が進行しつつあり、労働環境や働き方に多面的な影響をもたらすことが見込まれています。

こうした中、多様で柔軟な働き方を選択できる社会を実現するため、昨年成立した働き方改革関連法が、今年4月から年次有給休暇制度の改正などにおいて順次施行されます。仕事の仕方の見直しや発想の切替えも求められます。働き方改革推進支援センターなど各種相談窓口をご活用いただき、労使協力してお取組みをお願いいたします。

また、昨年スタートした三重労働局版第13次労働災害防止計画では、5年間で労働災害を7.5%減少させることを目標に掲げましたが、当署管内の昨年の発生件数は、残念ながら3年連続して増加することが確かな状況にあります。産業構造の変化、昨夏の猛暑や自然災害等々発生原因は多様化していますが、被災者を年齢別に見ると50歳以上がほぼ半数を占める状況でその増加傾向とともに注視する必要があります。これまでと違った切口や視点での対策が問われています。厚生労働省ホームページには災害事例や管理手法などの情報が多数掲載されていますので、教育内容の見直しや新たなリスク低減対策、環境整備の推進などにご活用下さい。

平成は、情報機器とインターネットの普及によりデータ社会が急速に進んだ時代だったと言われます。ストレス社会の中で形を変えたりリスクや課題も加わりました。

新しい年号の時代が始まる今年も、益々変化への柔軟な対応が求められる年になるかと思われませんが、皆様にとって輝かしい幸せな年になりますよう、また、貴協会が益々ご発展されますよう祈念して、新年の挨拶といたします。

「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から

働き方改革関連法が順次施行されます

最低賃金が改定されました

三重県最低賃金

時間額 846 円 (平成 30 年 10 月 1 日発効)

特定 (産業別) 最低賃金		効力発効日
三重県ガラス・同製品製造業最低賃金	時間額	879 円 H 30. 12. 20
三重県電線・ケーブル製造業最低賃金	時間額	900 円 H 30. 12. 20
三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	時間額	886 円 H 30. 12. 20
三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金	時間額	921 円 H 30. 12. 20

※「三重県鋳鉄・可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金」、「三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金」が適用される労働者については、三重県最低賃金(時間額 846 円)の金額以上の賃金を支払わなければなりません

36 協定の締結に当たって留意していただくべき事項

- ① 時間外・休日労働は必要最小限にとどめてください。(指針第 2 条)
- ② 使用者は、36 協定の範囲内であっても労働者に対する安全配慮義務を負います。また、労働時間が長くなるほど過労死との関連性が強まることに留意する必要があります。(指針第 3 条)
- ③ 時間外労働・休日労働を行う業務の区分を細分化し、業務の範囲を明確にしてください。(指針第 4 条)
- ④ 臨時的な特別な事情がなければ、限度時間(月 45 時間・年 360 時間)を超えることはできません。限度時間を超えて労働させる場合には、できる限り具体的に定めなければなりません。この場合にも、時間外は、限度時間にできる限り近づけるように努めてください。(指針第 5 条)
- ⑤ 1 か月未満の期間で労働する労働者の時間外労働は、目安時間(※)を超えないように努めてください。(指針第 6 条) (※) 1 週間：15 時間、2 週間：27 時間、4 週間：43 時間
- ⑥ 休日労働の日数及び時間数をできる限り少なくするように努めてください。(指針第 7 条)
- ⑦ 限度時間を超えて労働させる労働者の健康・福祉を確保してください。(指針第 8 条)
- ⑧ 限度時間が適用除外・猶予されている事業・業務についても、限度時間を勘案し、健康・福祉を確保するよう努めてください。(指針第 9 条、附則第 3 項)

平成 30 年 四日市労働基準監督署 死亡災害発生状況

四日市労働基準監督署
平成 30 年 11 月末現在

No.	発生月	業種	被災者 職種	年齢 (年代)	事故の型	起因物	発生状況
1	1 月	一般貨物自動車運送業	運転手	60代	交通事故(道路)	動力運搬機	被災者は 10 トントラックを運転し、茨城県内の事業場へ向かっていたところ、午前 1 時 15 分ごろ、東京都青梅市内首都圏中央道路自動車外回り上で、前方を走行していた大型トラックの後方に追突した。
2	5 月	橋梁建設工事業	とび工	40代	交通事故	乗物	被災者はワンボックス車に乗り、和歌山市内から菟野町内の建設現場に向かうため名阪国道上り線を走行中、亀山市関町越川の関トンネル内において、渋滞で停車中の大型トラック後部に追突した。
3	7 月	警備業	警備員	30代	高温・低温の物との接触	環境等	被災者は、会場周辺の道路での違法駐車防止及び道案内のための警備を行っていたところ倒れ、病院へ搬送されたが、熱中症による死亡と診断された。
4	9 月	その他の建築工事業	看板設置工	50代	墜落・転落	環境等	被災者は、前日の台風で折れた枝が垂れ下がり事業場に面した道路をふさいでいたため、当該木に登りのこぎりで切断したところ、高さ約 4 メートルの位置から墜落し、頭部を強打した。
5	9 月	その他の土木工事業	土工	60代	飛来・落下	環境等	被災者は、落石防止柵を設置する工事現場において、チェーンソーで雑木を伐採中に縦に裂け跳ね上がり落下した木に直撃された。
6	11 月	河川土木工事業	とび工	30代	飛来・落下	材料	被災者は、河川の岸側において鋼矢板の圧入作業に従事していたが、鋼矢板に溶接で固定されたウォータージェット用の鋼管が外れ、被災者に直撃した。

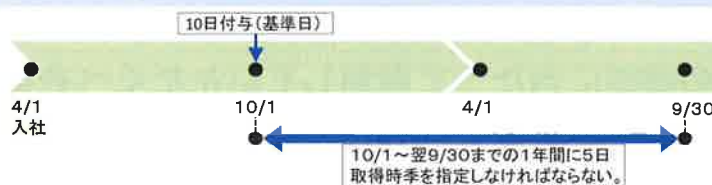
年次有給休暇の時季指定義務

2019年(平成31年)4月から、全ての企業において、年10日以上**の年次有給休暇が付与されている労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させる**ことが必要となりました。

時季指定義務のポイント



〔(例)4/1入社の場合〕



- ◆対象者は、年次有給休暇が**10日以上付与される労働者(管理監督者を含む)**に限ります。
- ◆労働者ごとに、年次有給休暇を付与した日(基準日)から**1年以内に5日**について、使用者が取得時季を指定して与える必要があります。
- ◆年次有給休暇を5日以上取得済みの労働者に対しては、使用者による時季指定は不要です。

(※)労働者が自ら申し出て取得した日数や、労使協定で取得時季を定めて与えた日数(計画的付与)については、5日から控除することができます。

- (例) > 労働者が自ら5日取得した場合 ⇒ 使用者の時季指定は不要
- > 労働者が自ら3日取得+計画的付与2日の場合 ⇒ "
- > 労働者が自ら3日取得した場合 ⇒ 使用者は2日を時季指定
- > 計画的付与で2日取得した場合 ⇒ " 3日 "

※ 法定の基準日と異なり、

- 入社日から年次有給休暇を付与する場合や、
- 全社的に年次有給休暇の起算日を合わせるために2年目以降に付与日を変える場合などについては、以下のような取扱いになります。

①法定の基準日(雇入れの日から半年後)より前に10日以上**の年次有給休暇を付与する場合**
⇒使用者は付与した日から1年以内に5日指定して取得させなければなりません。

②入社した年と翌年で年次有給休暇の付与日が異なるため、5日の指定義務がかかる1年間の期間に重複が生じる場合(全社的に起算日を合わせるために入社2年目以降の社員への付与日を統一する場合など)
⇒**重複が生じるそれぞれの期間を通じた期間(前の期間の始期から後の期間の終期までの期間)の長さに応じた日数(比例按分した日数)を、当該期間に取得させることも認められます。**

③上記①・②の期間経過後は当該期間の最終日の翌日からの1年間に5日の指定義務がかかります。

④10日のうち一部を法定の基準日より前倒しで付与し、労働者が自ら年次有給休暇を取得した場合
⇒分割して前倒しで付与した場合には、付与日数の合計が10日に達した日からの1年間に5日の指定義務がかかります。当該日以前に、分割して前倒しで付与した年次有給休暇について労働者が自ら取得していた場合には、取得した日数を5日の指定義務から控除することができます。

平成30年 労働災害発生状況（休業4日以上死傷者数）

四日市労働基準監督署
平成30年11月末現在

業種	年別	平成29年		平成30年		対前年比			
		死亡者数		死亡者数		死亡		死傷	
		人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
合計		2	621	6	659	+4人	+200.0%	+38人	+6.1%
製造業	食料品		49		51			+2人	+4.1%
	繊維工業・衣服その他繊維		2		1			-1人	-50.0%
	木材・木製品		4		2			-2人	-50.0%
	家具・装備品		1		1			±0人	±0.0%
	パルプ・紙加工品		3		1			-2人	-66.7%
	印刷・製本		1		1			±0人	±0.0%
	化学工業		18		17			-1人	-5.6%
	窯業土石製品		10		11			+1人	+10.0%
	鉄鋼業		11		14			+3人	+27.3%
	非鉄金属		3					-3人	-100.0%
	金属製品		26		28			+2人	+7.7%
	一般機械器具		14		18			+4人	+28.6%
	電気機械器具		2		7			+5人	+250.0%
	輸送用機械等		25		30			+5人	+20.0%
	電気・ガス・水道業		1					-1人	-100.0%
自動車整備・機械修理業		5		4			-1人	-20.0%	
上記以外の製造業		7		5			-2人	-28.6%	
小計			182		191			+9人	+4.9%
鉱業	採石業		1		1			±0人	±0.0%
	上記以外の鉱業				1			+1人	
	小計		1		2			+1人	+100.0%
建設業	土木工事		18	3	24	+3人		+6人	+33.3%
	木造家屋建築工事		24		22			-2人	-8.3%
	上記以外の建築工事		32		25			-7人	-21.9%
	その他の建設業	1	14	1	7	±0人	±0.0%	-7人	-50.0%
	小計	1	88	4	78	+3人	+300.0%	-10人	-11.4%
運輸交通業・貨物取扱業	旅客運送業		5		8			+3人	+60.0%
	道路貨物運送業		84	1	96	+1人		+12人	+14.3%
	その他の運輸交通業		1					-1人	-100.0%
	陸上貨物取扱業		4		8			+4人	+100.0%
	港湾運送業		6		4			-2人	-33.3%
	小計		100	1	116	+1人		+16人	+16.0%
第一次産業	林業				1			+1人	
	農業・畜産業		8		12			+4人	+50.0%
	水産業								
	小計		8		13			+5人	+62.5%
その他の事業	商業	1	79		81	-1人	-100.0%	+2人	+2.5%
	上記以外の商業		14		17			+3人	+21.4%
	保健衛生業		34		39			+5人	+14.7%
	医療保健業・その他		12		13			+1人	+8.3%
	接客娯楽業		7		6			-1人	-14.3%
	ゴルフ業		10		19			+9人	+90.0%
	上記以外の接客娯楽業		27		30			+3人	+11.1%
	清掃業		3		3			±0人	±0.0%
	ビルメンテナンス業		10		11			+1人	+10.0%
	産業廃棄物処理業		6		11			+5人	+83.3%
	上記以外の清掃・と畜業		4		4			±0人	±0.0%
	警備業		4	1	4	+1人		±0人	±0.0%
	上記以外の事業		36		25			-11人	-30.6%
小計	1	242	1	259	±0人	±0.0%	+17人	+7.0%	

資料出所 四日市労働基準監督署「死亡災害報告・労働者死傷病報告」
注：死亡者数は内数であらわしたものの。

平成30年度優良勤労者表彰式を終える ——平成30年11月21日に挙行——

当協会の主要事業の一つである、平成30年度優良勤労者表彰式を去る11月21日午後、四日市都ホテル3階「鈴鹿の間」において、来賓として三重労働局池田総務部長・四日市労働基準監督署瀬瀬署長・同宮田副署長・四日市市商工農水部佐藤部長・四日市商工会議所須藤専務理事・(一社)三重労働基準協会連合会伊藤会長のご臨席を賜り挙行いたしました。

式は水原・中野総務副委員長の司会進行の下、岩間総務委員長の開式の辞、山崎会長の式辞の後、(一社)四日市労働基準協会会長表彰(永年同一事業場に誠実勤勉に勤務されておられます優秀な方186名)が執り行われました。司会者が被表彰者全員のお名前を読み上げ、山崎会長から受賞者代表の株式会社トーエネック四日市営業所森本範次様に表彰状及び記念品が授与されました。授与後、被表彰者を代表して株式会社中村組の伊藤嘉泰様が壇上において謝辞を述べられました。その後、ご来賓の方々からそれぞれご祝辞を頂戴いたしました。

第二部は、アトラクションとして、講演「笑う門に福来る」(落語：三遊亭兼好師匠)で関係者一同楽しいひとときを過ごすことができました。

終わりにあたり、式の進行等についてご協力いただきました総務委員の皆様始め、関係の皆様様に厚く御礼申し上げます。

なお、紙面の都合で、被表彰者のご芳名をお載せすることができませんでした。深くお詫び申し上げます。



安全衛生管理優良事業場視察研修 安全衛生管理優良事業場視察研修会終える

平成30年11月9日、午前8時、雨が降る中、近鉄四日市駅前から参加者24名を乗せバスが出発。視察先に着くまでの車中、岩間総務委員長の挨拶、事務局から本研修の趣旨説明、自己紹介等バス内での意見交換が続きました。

予定より若干遅延して午後2時20分頃、視察先の「株式会社タダノ志度工場」に到着しました。最初に、会議室で徳住志度工場長様より工場概況を、安倍安全衛生グループ長様から製造している製品の説明を受けた後、2班に分かれ、トラッククレーンやラフテレーンクレーンなど大型のクレーン車の製造工程を安全衛生に係る事例などの説明を受けながら見学いたしました。その後会議室へ戻り、質疑応答をしていただきました。大型のクレーン車を製造しているにもかかわらず、整理整頓は隅々まで行き届き、活気に溢れた素晴らしい工場を見学させて頂きました。参加者の多くの方から、「素晴らしい工場を見学でき、大変勉強になった。」等好評を得ることが出来ました。午後4時20分頃に視察を終え、宿泊先に向かいました。

二日目は、晴天となり、児島の由加山にあり、神社仏閣が一体となった由加大権現「由加神社本宮」に詣で安全祈願を行いました。その後、「後樂園」に立ち寄った後、帰路につきました。バス内で更に親交を深め、有意義な2日間の旅を終了し、ほぼ予定時刻の午後6時過ぎに四日市に無事帰りました。

終わりにになりましたが、今回視察研修にご協力いただきました関係者の皆様方に心より深く感謝を申し上げます。



講 習 ・ 教 育

開催月日		種 別	修了者数 () 内 申込定員
月	日		
10	9~10	職長等教育 [建設業を除く]	39
	12~14	アーク溶接等業務特別教育	16
	20	自由研削用といしの取替え等業務特別教育	33
	30	KYT実践研修 (初級者向け)	32
11	1	低圧電気取扱業務特別教育	64
	6	有機溶剤作業主任者能力向上教育	13
	13・14	玉掛技能講習(実技15~17何れか一日)	81
	16~17	産業用ロボットの教示等の業務特別教育	28
	26~27	安全衛生推進者養成講習	26
12	3~4	職長等教育 [建設業を除く]	34
	5	フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育	53
	7・9	クレーン運転業務特別教育	34
	11~12	安全管理者選任時研修	39
	14	特定粉じん作業従事者特別教育	26
	18	KYT実践研修 (初級者向け)	23
	31/1	15~16	職長・安全衛生責任者教育
31/1	25~26	産業用ロボットの教示等の業務特別教育	(30)
	29	特定化学物質作業主任者能力向上教育	(60)
	2	1	低圧電気取扱業務特別教育
2		自由研削用といしの取替え等業務特別教育	(40)
6~7		職長等教育 [建設業を除く]	(40)
15~17		アーク溶接等業務特別教育	(36)
19		フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育	(100)
22		KYT実践研修 (リーダー向け)	(48)
26		労務管理講習会	(60)
3	5~6	安全管理者選任時研修	(44)
	8・10	クレーン運転業務特別教育	(60)
	12~13	職長等教育 [建設業を除く]	(40)
4	15	KYT実践研修 (初級者向け)	(48)
	4・5・8	新入者安全衛生教育	(180)
	10~11	職長等教育 [建設業を除く]	(40)
	13	自由研削用といしの取替え等業務特別教育	(40)
	23	熱中症予防対策労働衛生教育	(60)
26	KYT実践研修 (初級者向け)	(48)	

協会のうごき

開催月日		事 項	場 所
月	日		
10	3	三重県産業安全衛生大会	三重県文化会館
	15	総務委員会(平成30年度第2回)	当協会会議室
	17~19	全国産業安全衛生大会	横浜アリーナ
	23	理事会 (平成30年度第3回)	当協会会議室
11	2	正副委員長会議(平成30年度第3回)	当協会応接室
	◇	編集委員会(平成30年度第3回)	当協会応接室
	7	経営セミナー	当協会会議室
	9~10	優良事業場視察研修	香川県さぬき市
	21	平成30年度優良勤労者表彰式	四日市都ホテル
31/1	10	安全祈願祭・賀詞交換会	伊勢神宮
	17	安全衛生委員会(平成30年度第2回)	当協会会議室
	21	安全衛生セミナー (第3回)	当協会会議室
2	5	正副委員長会議(平成29年度第4回)	当協会応接室
	◇	編集委員会(平成30年度第4回)	当協会応接室
	13	労働安全衛生講習会	当協会会議室
4	16	安全衛生委員会(平成31年度第1回)	当協会会議室
	18	会計監査	当協会応接室
	19	総務委員会(平成31年度第1回)	当協会会議室
	24	理事会 (平成31年度第1回)	当協会会議室

主唱：中央労働災害防止協会 後援：厚生労働省

年末年始 無災害運動



編集を終えて

- ◆ 新年あけましておめでとうございます。中災防主唱の年末年始無災害運動が『みんなで感謝の総点検 笑顔で迎える 年末年始』のスローガンのもと全国的に展開されています。会員皆様におかれましては、実効ある行事等の展開をお願いいたします。
- ◆ 平成31年度の安全衛生教育実施予定表は準備が整い次第ホームページへアップいたします。

会員事業場のご紹介

「安全最優先による無災害継続への取組み」

日本アエロジル株式会社四日市工場

1. 当社四日市工場のご紹介

当社四日市工場は1968年から塩浜地区で超微粒子シリカ AEROSIL® を製造しています。

AEROSIL® はトナー、シリコーン、塗料、接着剤、紙、研磨剤、樹脂などの様々な分野で使用されております。



2. 当社の安全活動

当工場では次のような安全活動を行っています。

①HAZOP・リスクアセスメントの実施

②『手すりを持って！ Use The Handrail！』

工場内の階段に『手すりを持って！ Use The Handrail！』日本アエロジル株式会社四日市工場と表示し、階段では『手すりを持つ』ことを工場全体の取組みとしています。

③Safety at Evonik

エボニックグループ内で共通した安全文化を構築し、従業員の行動を改善していく活動が『Safety at Evonik』です。従業員にワークショップを行い、理解を深めています。

④ISO 22301(BCMS)

当社は事業継続マネジメントシステムの国際規格であるISO 22301を取得しています。これは、事業を中断・阻害する事故に対応する事業継続能力向上を目的としたものです。

⑤その他

年2回の『防災訓練』では、休日、夜間を想定し、地震、火災、タンクの漏洩に対し、初期消火、避難誘導訓練を行い、万が一の災害に備えています。

『図上訓練』では、必要最小限の付与データより、状況を予測させ、意思決定と役割分担について訓練しています。

3. まとめ

工場全体でのこれまでの安全活動の取組みの結果、2018年11月8日には無災害記録4,000日を達成することができました。今後も法令を遵守して安全活動に取り組み、無災害記録5,000日を目指して無事故・無災害を継続してまいります。



無災害記録 4,000日



手すりを持って！



防災訓練



図上訓練